

仕様書

1. 契約件名

モノクロ複合機(1台)及びフルカラー複合機(1台)の複写サービス契約
2. 契約期間

令和7年12月1日～令和12年11月30日
3. 設置場所

宮崎県南那珂農業改良普及センター(宮崎県日南市南郷町中村甲1232-1)
4. 基本機能

下記の条件を満たすもの

(1)モノクロ複合機

種 類	モノクロ複合機		
設置場所及び台数	1台		
	日南市南郷町中村甲1232-1		
	南那珂農業改良普及センター		
基本コピー	メモリー容量		3.5GB以上
	ストレージ容量		128GB以上(SSD又はHDD)
	用紙サイズ		最大A3
	解像度	読み込み	600dpi×600dpi以上
		書き込み	600dpi×600dpi以上
	ウォームアップタイム		主電源ONから30秒以下
	連続複写速度(A4ヨコ)	モノクロ	45枚/分 以上
	ファーストコピータイム(A4ヨコ)	モノクロ	4.6秒以下
	両面印刷機能		有していること
	本体給紙力セット数		4段+手差し以上
	給紙力セット容量+手差容量		550枚以上×4段+100枚以上
	自動両面原稿送り装置		積載枚数100枚以上
	複写倍率		25%～400% 自動両面原稿送り装置使用時も含む
プリンタ	対応プロトコル		TCP/IP(県庁LANに接続可能な事)
	対応OS		Windows10以降のOSに対応
	インターフェイス		Ethernet1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T/USB2.0又はUSB3.0
スキャン	メール送信		モノクロ2値TIFF・PDF/フルカラーTIFF・PDF・JPEG
	対応プロトコル		TCP/IP(県庁LANに接続可能な事)
	インターフェイス		Ethernet1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
FAX	通信モード		G3
	適用回線		加入電話回線
環 境	TEC値		0.62kWh以下
	グリーン購入法		適合していること
	国際エネルギースター		基準を満たしていること
	エコマーク認定		認定商品であること
その他	機器については新品に限ること。		

仕様書

(2)カラー複合機

種 類	カラー複合機		
設置場所及び台数	1台		
	日南市南郷町中村甲1232-1		
	南那珂農業改良普及センター		
基本コピー	メモリー容量		5GB以上
	ストレージ容量		256GB以上（SSD又はHDD）
	用紙サイズ		最大A3
	解像度	読み込み	600dpi×600dpi以上
		書き込み	600dpi×600dpi以上
	ウォームアップタイム		主電源ONから30秒以下
	連続複写速度（A4ヨコ）	モノクロ	55枚/分 以上
		カラー	55枚/分 以上
	ファーストコピータイム（A4ヨコ）	モノクロ	3.7秒以下
		カラー	5.2秒以下
	両面印刷機能		有していること
	本体給紙カセット数		4段＋手差し以上
	給紙カセット容量＋手差容量		550枚以上×4段＋100枚以上
	自動両面原稿送り装置		積載枚数120枚以上
複写倍率		25%～400% 自動両面原稿送り装置使用時も含む	
プリンタ	対応プロトコル		TCP/IP（県庁LANに接続可能な事）
	対応OS		Windows10以降のOSに対応
	インターフェイス		Ethenet1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T/USB2.0又はUSB3.0
スキャン	メール送信		モノクロ2値TIFF・PDF/フルカラーTIFF・PDF・JPEG
	対応プロトコル		TCP/IP（県庁LANに接続可能な事）
	インターフェイス		Ethenet1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
フィニッシャー	針無しステープル数		10枚以上（A4）
	ステープル枚数（最大枚数）		50枚以上（A4）
	パンチ		2/4穴
環 境	TEC値		0.71kWh以下
	グリーン購入法		適合していること
	国際エネルギースター		基準を満たしていること
	エコマーク認定		認定商品であること
その他	機器については新品に限ること。		

5. 設置

(1)設置台数 モノクロ複合機1台、フルカラー複合機1台

(2)その他

・県庁LANへ接続し、職員がプリンター及びスキャナーとして使用できるよう、複合機の環境設定及び必要に応じて職員PCへのドライバー等インストール作業を実施すること。

・モノクロ複合機については、FAXによる送受信もできる状態にするとともに、既設機に設定されたFAX短縮ダイヤルを新設機にも設定すること。

・DX推進リーダー等に対し、使用方法の説明を行うとともに、設定マニュアルを作成し配布すること。

6. 保守及び消耗品等供給

(1)複写機を正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して、点検及び調整を行うこと。

(2)複写機が故障した場合は、速やかに（おおむね2時間程度）点検に着手するとともに、使用可能な状態に回復させること。（特殊事情の場合を除く）

(3)複写機を常時正常な状態で使用するために必要な消耗品（用紙及びステープル針を除く）の交換を行うこと。また、その料金代は複写サービス料金に含めること。

(4)複写機の搬入搬出及び、据置調整に要する経費は、複写サービス料金に含めること。

7. 積算基準枚数（月あたり合計）

○モノクロ …19, 000枚

○カラープリント … 2, 000枚

○カラーコピー … 1, 000枚

※この積算基準枚数は、令和4年4月から令和7年3月までの実績を基にして算出した枚数であり、複写枚数を保証するものではありません。

8. その他

(1)本仕様書に記載されていない事項、又は記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。